

行政院農業委員會動植物防疫檢疫局 函

地址：100臺北市中正區和平西路二段100號9樓
電話：(02)3343-2077
傳真：(02)2304-7455
電子信箱：tkwang@mail.baphiq.gov.tw
承辦人：王堂凱

受文者：本局高雄分局

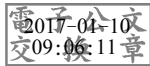
發文日期：中華民國106年01月09日
發文字號：防檢四字第1061492839號
速別：普通件
密等及解密條件或保密期限：
附件：如文1061492839-A1

主旨：檢送日本農林水產省105年12月28日公告「臺灣產棗鮮果實之植物檢疫實施細則」日文版及中譯版本如附，請惠予協助轉致所屬及相關業者參考，請查照。

說明：依據駐日代表處經濟組105年12月28日日經組農字第1050001249號函轉日本農林水產省消費安全局植物防疫課2016年12月28日28消安第4172號致日本交流協會函辦理。

正本：經濟部國際貿易局、行政院農業委員會國際處、行政院農業委員會農糧署、台灣蔬果輸出業同業公會、中華民國對外貿易發展協會

副本：本局基隆分局、本局新竹分局、本局臺中分局、本局高雄分局、本局植物檢疫組



28 消安第 4172 号

平成 28 年 12 月 28 日

公益財団法人交流協会

理事長 今井 正 殿

農林水産省消費・安全局長



台湾産いんどなつめ (*Ziziphus mauritiana*) の生果実に関する植物検疫実施細
則の制定について

今般、植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号）別表 2 の付表 63 の規定に基づき、台湾から発送されるいんどなつめの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成 28 年 12 月 28 日農林水産省告示第 2565 号）（別紙 1）が施行されたことに伴い、「台湾産いんどなつめの生果実に関する植物検疫実施細則」を別紙 2 のとおり制定したので台湾へ伝達願います。なお、本件について、亜東関係協会にも適宜情報共有されるよう御配慮願います。

本件に係る植物検疫措置が円滑に実施されるよう台湾植物防疫機関の御協力をお願いします。

○農林水産省告示第二千五百六十五号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第六十三の規定に基づき、台湾から發送されるいんどなつめの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十八年十二月二十八日

農林水産大臣 山本 有二

一 植物及び地域

いんどなつめの生果実であつて、台湾で生産されたものであること。

二 輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。

三 生産地における消毒

低温処理施設において、生果実の中心部の温度が摂氏一・二度となった後、引き続き十四日間その温度以下で消毒されること。

四 生産地における検査及び証明

- (一) 台湾植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されている台湾植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。

- (二) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア ミカンコミバエ種群に侵されていないものであること。

イ 三の消毒が行われたものであること。

五 植物防疫官による確認

三の消毒及び四の(一)の検査が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されること。

六 こん包及びこん包場所

- (一) 消毒された生果実は、ミカンコミバエ種群の侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。

- (二) (一)のこん包は、ミカンコミバエ種群の侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。

- (三) 各こん包又は束ねたこん包には、台湾植物防疫機関による封印がなされていること。

七 表示

三の消毒及び四の(一)の検査が行われた生果実の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

台湾産いんどなつめの生果実に関する植物検疫実施細則

平成28年12月28日付28消安第4172号

消費・安全局長通達

植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第 63 の台湾産いんどなつめの生果実（以下単に「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、植物防疫法（昭和25年法律第151号）、規則、輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号。以下「規程」という。）及び平成28年12月28日農林水産省告示第2565号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

1 低温処理施設

告示3の低温処理施設は、次の条件を満たすものとされている。

- (1) 生果実の中心部の温度を摂氏 1.2 度以下で保持できるものであること。
- (2) 生果実の中心部の温度（部屋の中央付近の積荷の中心部及び最上部の端並びに冷却風の戻り口付近の積荷の中心部及び最上部の端の合計 4 箇所）に所在する生果実の中心部の温度。2 の（1）において同じ。）を外部から確認できる自動温度記録装置を有すること。
- (3) (2) の自動温度記録装置は、4 時間ごとに摂氏 0.1 度単位で記録でき、かつ、少なくとも較正後 1 か月間は摂氏 ± 0.1 度の精度を維持できる能力があること。

2 植物防疫官による消毒及び検査の実施の確認

(1) 消毒の実施の確認

ア 告示5の規定に基づく告示3の消毒の実施の確認は、次に掲げる確認が台湾植物防疫機関により適切に行われたことを植物防疫官が確認することをもって行うものとする。

(ア) 消毒の開始直前における温度計の示度が正確であることの氷点法による確認

(イ) 生果実の中心部の温度が予備冷蔵により告示3に定める温度（摂氏 1.2 度）となっていることの確認

(ウ) (イ) の確認の後、引き続き生果実の中心部の温度が、14 日間 (イ) の温度以下であることの確認

イ アの植物防疫官による確認の結果、台湾植物防疫機関による確認が適切に行われなかった場合は、台湾植物防疫機関は、この原因が判明し、再発防止策について日本と台湾との間で合意されるまでは、以後の告示3の消

毒の実施の確認を行わないものとされている。この場合において、植物防疫官は、台湾植物防疫機関に調査を求め、又は必要に応じ共同して調査することを求めることができるものとする。

(2) 検査の実施の確認

ア 告示5の規定に基づく告示4の(1)の検査の実施の確認は、生果実のこん包数の2パーセント以上について、ミカンコミバエ種群など検疫有害動植物がないことの確認が台湾植物防疫機関により適切に行われたことを植物防疫官が確認することをもって行うものとする。

イ アの植物防疫官による確認の結果、ミカンコミバエ種群など検疫有害動植物が発見された場合は、台湾植物防疫機関は、この原因が判明し、再発防止策について日本と台湾との間で合意されるまでは、以後の告示4の(1)の検査を行わないものとされている。この場合において、植物防疫官は、台湾植物防疫機関に調査を求め、又は必要に応じ共同して調査することを求めることができるものとする。

(3) 植物検疫証明書

植物防疫官は、(1)のア及び(2)のアの確認をしたときは、植物検疫証明書の余白に当該植物防疫官の氏名を付記するものとする。

3 こん包及びこん包場所

(1) こん包

告示6の(1)のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものとされている。

ア こん包に収納する前に生果実を包装材料（通気孔を設ける場合は、当該通気孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で包み込んでいること。

イ 通気孔に網（網の目の最大径が1.6ミリメートル以下のものに限る。以下同じ。）が張られているこん包を使用すること。

ウ こん包又は束ねたこん包全体を網で覆うこと。

(2) こん包場所

告示6の(2)に規定する告示6の(1)のこん包を行うミカンコミバエ種群の侵入するおそれがないと認められる場所（以下「こん包場所」という。）は、次の条件を満たすものとされている。

ア 低温処理施設に接続して設置されており、窓等の開口部には全て網が張られているなど、ミカンコミバエ種群の侵入を防止するための措置が講じられていること。

イ ミカンコミバエ種群に侵されているおそれがないこと。

ウ 毎年、使用開始前に殺虫剤で消毒されていること。また、その後、必要

に応じ殺虫剤で消毒が行われること。

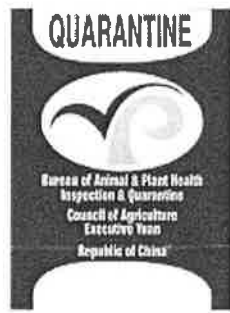
4 こん包場所の事前確認

植物防疫官は、こん包場所について、3の(2)の条件を満たすものであることを確認するため、毎年、原則として当該こん包場所の使用開始前に、当該こん包場所の確認が台湾植物防疫機関により適切に行われたことを確認することができるものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時台湾植物防疫機関に確認を求め、その結果を確認することができるものとする。

5 表示

告示7の輸出植物検疫が終了している旨の表示は次の(1)の様式に、仕向地が日本である旨の表示は次の(2)のアからウまでに掲げる字句のいずれかによるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に視認できる大きさで行われるものとされている。

(1) 輸出植物検疫終了の表示



(2) 仕向地の表示

- ア 日本
- イ 日本向け
- ウ To Japan

6 輸入検査

輸入検査の手續及び方法は、規則及び規程によるもののほか、次の(1)から(3)までによるものとする。

- (1) 生果実の輸入が行われた港又は空港において、当該生果実、5の表示及び告示6のこん包の状態並びに当該生果実に添付されている告示4の(1)の植物検疫証明書を植物防疫官が確認して行うものとする。
- (2) 2の(3)の植物検疫証明書が添付されていない場合、5の表示が適切になされていない場合又は告示6のこん包が破損若しくは開ひされている場合は、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、植物防疫官が当該生果実

の廃棄又は返送を指示することとする。

(3) ミカンコミバエ種群が発見された場合は、植物防疫官が次の措置を講ずるものとする。

ア 当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、ミカンコミバエ種群が発見された荷口について全量の廃棄又は返送を指示すること。

イ ミカンコミバエ種群が付着した原因について台湾植物防疫機関に調査を求め、又は必要に応じ共同して調査し、その原因が判明し、再発防止策について日本と台湾との間で合意されるまでは、以後の輸入検査を中止すること。

(別紙1)

農林水產省公告第 2565 号

依據植物防疫法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号)別表 2 之附表第 63 之規定,日本農林水產大臣訂定下列臺灣產棗鮮果實輸日基準,並從公佈日起實施。

平成 28 年 12 月 28 日

農林水產大臣 山本 有二

一、植物及產地

適用於臺灣產棗鮮果實。

二、運送方式

須以海運貨物或空運貨物方式輸入者。

三、產地檢疫處理

將果實放置於低溫處理設施中,使鮮果實中心溫度達 1.2℃ 之後,於該溫度以下處理 14 天。

四、輸出檢疫及植物檢疫證明書

(一) 經中華民國植物檢疫機關檢疫後確認未罹染檢疫有害動植物,並詳實加註於貨品檢附之中華民國植物檢疫機關簽發之植物檢疫證明書。

(二) 上項(一)規定之植物檢疫證明書,應特別加註下列事項:

甲、該鮮果實未罹染東方果實蠅。

乙、該鮮果實業經第三點之方法處理。

五、輸出檢疫處理須經檢疫官確認

由日本植物防疫官確認依規定執行第三點的消毒及第四點第(一)項之檢查已實施無誤。

六、包裝及包裝場所

(一) 檢疫處理過之鮮果實應使用能防止東方果實蠅種群侵染之材料進行包裝。

(二) 前第(一)項規定之包裝作業,應在防止東方果實蠅種群侵入之場所進行。

(三) 在每一包裝或整批打包後之包裝上,應有中華民國植物檢疫機關之封印。

七、標示

業經實施第三點之檢疫處理及第四點第一項規定輸出檢疫的鮮果實,在其每一包裝或整批打包後之包裝上,應有完成輸出檢疫及輸出目的地為日本之標示。

臺灣產棗鮮果實(*Ziziphus maritima*)之植物檢疫實施細則

平成 28 年 12 月 28 日付 28 消安第 4172 号

消費・安全局長通告

依照植物防疫法施行規則(1950 年農林省令第 73 號。以下稱「規則」)另表 2 之附表第 63 之規定，實施臺灣產棗鮮果實(以下簡稱「鮮果實」)輸入檢疫，除按植物防疫法(昭和 25 年法律第 151 号)、規則、輸入植物檢疫規定(昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号。以下稱「規定」)及平成 28 年 12 月 28 日農林水產省告示第 2565 号(以下稱「公告」)之規定辦理外，依本細則辦理。

1、低温處理設施

公告第三點之低温處理設施，須符合下列條件：

- (1) 鮮果實之中心溫度必須能保持在 1.2℃ 以下。
- (2) 鮮果實之中心溫度(庫內中央堆疊貨物之中心部及最頂端，以及冷卻回風口附近的堆疊貨物之中心部及最頂端等 4 處。本細則 2 之 (1) 亦同)，須設有從外部即能確認庫內溫度的自動溫度記錄裝置。
- (3) 前 (2) 規定之自動溫度記錄裝置，須具有每 4 個小時記錄功能，且必須於校正後 1 個月內能維持所設定溫度在 ± 0.1 ℃精準度。

2、檢疫處理作業及輸出檢疫

(1) 檢疫處理作業之確認

A. 公告第五點的規定及公告第三點之檢疫處理應由日本植物防疫官與中華民國植物檢疫機關會同辦理。

(A) 在檢疫處理開始前，溫度計應以冰點法校正確認之。

(B) 預冷之鮮果實中心溫度確認達到公告第三點規定之 1.2℃。

(C) (B) 確認後，鮮果實之中心溫度應持續保持 1.2℃ 下達 14 天。

B. 日本植物防疫官判定前揭 A 之執行結果未確實執行，且經中華民國植物檢疫機關確認時，中華民國植物檢疫機關應判明其原因，並提出防止再發生之方案，本方案在未取得日本與臺灣雙方共同同意前，不進行公告第三點之檢疫處理。在此情況下，日本植物防疫官可要求中華民國植物檢疫機關進行調查，或有必要時，可要求進行共同調查之。

(2) 輸出檢疫

A. 依據公告第五點規定，實施公告第四點 (一) 之檢查數量，為鮮果實包裝數量之百分之 2 以上，日本植物防疫

官應與中華民國植物檢疫機關依下列規定會同辦理輸出檢疫，確認未罹染檢疫有害生物，特別是東方果實蠅種群。

- B. 經 A 之確認結果，如發現東方果實蠅種群等檢疫有害生物時，臺灣植物檢疫機關應就其原因判明之，日本與臺灣未共同同意再發生防止方案前，不進行公告第四點第（1）項之檢查。在此情況時，日本植物防疫官可要求中華民國植物檢疫機關進行調查，有必要時可要求進行共同調查。

（3）植物檢疫證明書

依照前揭（1）A 規定進行檢疫處理並確認未罹染檢疫有害生物後，日本植物防疫官於植物檢疫證明書之空白處簽名。

3、包裝及包裝場所

（1）包裝

公告第六點第（一）項之包裝如須設置通氣孔時，應採用下列方式擇一辦理：

- A. 鮮果實裝箱前，應使用包裝材料(如須設置通風孔時，紗網網目孔徑大小限於 1.6mm 以下)包裝。
B. 包裝材料之通風孔，應使用網目孔徑小於 1.6mm 之紗網封妥（以下相同）。
C. 以紗網覆蓋住每一包裝箱或整批打包之包裝箱。

（2）包裝場所

公告第六點第（二）項規定，公告第六點第（一）項之包裝場所，必須確認東方果實蠅種群無法侵入（以下稱「包裝場所」），且須符合以下的條件：

- A. 低溫處理設施之窗等的開口處及門等開口部分均應加裝紗網等防蟲措施，以防止東方果實蠅種群侵入。
B. 必須確認東方果實蠅無法侵入。
C. 在每年包裝作業開始前，包裝場所內部須以殺蟲劑消毒，且必要時依要求須加作消毒。

4、包裝場所之事前確認

日本植物防疫官為確認包裝場所是否符合本細則第 3 點第（2）項之條件，原則上，每年於該包裝場所開始使用前，由中華民國植物檢疫機關進行該包裝場所是否適切執行各項條件之確認。惟日本植物防疫官認為有必要時，在使用期間，亦隨時可要求中華民國植物檢疫機關進行確認，並可就其結果進行確認之。

5、標示

公告第七點之輸出植物檢疫完成的內容標示為以下第(1)項的樣式、須有標示輸出地點為日本的內容，表示方式為以下第(2)項A至C所揭示的任一字句，且位在包裝之側面等易見之處，字體大小須易確認。

(1) 輸出植物檢疫完成的標示



(2) 輸出地點的標示

- A. 日本
- B. 日本向け
- C. To Japan

6、輸入檢疫

輸入檢疫的手續及方法除依規則及規程之外，並依以下第(1)項至第(3)項辦理。

- (1) 在進行鮮果實輸入的港口或機場、應確認該鮮果實符合本準則第5點標示及公告第六點包裝狀態並確認應檢附公告第四點第(一)項的植物檢疫證明書。
- (2) 如未檢附本細則第2點第(3)項之植物檢疫證明書，或未依據公告第五點執行，或公告第六點之包裝破損或者被開啟時，則該批鮮果實應予銷燬或退運處分。
- (3) 如發現東方果實蠅情況時，植物防疫官可採取以下的措施。
 - A. 該生果實應予沒入，日本植物防疫官可要求輸入人將該批鮮果實銷燬或退運處分。
 - B. 與中華民國植物檢疫機關共同調查該批鮮果實罹染東方果實蠅種群及瓜實蠅之原因，未確認原因前，臺灣產衆鮮果實暫停輸日。